解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年十一月四日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月七日

兵庫県丹波市春日町黒井八一一番地　丹波市建設部都市住宅課内

丹波市石生駅西土地区画整理組合

清算人代表　梅澤　忠司

第三十二期決算公告

平成二十六年九月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部	
流動資産	一、六一三、六九一
固定資産	三、七三二、〇二八
合計	五、三四五、七一九
負債及び純資産の部	
流動負債	三、九一九、三四五
固定負債	二一六、六八〇
株主資本	一、二〇九、六九四
資本金	二五、〇〇〇
資本剰余金	三、三〇〇
利益剰余金	一、一八一、三九四
（うち当期純利益）	（一五九、八六四）
合計	五、三四五、七一九

平成二十六年十一月三十日

茨城県北茨城市華川町車一〇九九番地

アイパル株式会社

代表取締役　鷺　喜三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県岩沼市押分字志引四〇八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤養治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

仙台市青葉区二日町一番二三号アーバンネット勾当台ビル一〇階官澤綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　武田　賢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県会津若松市七日町三九四番地、最後の住所福島県会津若松市門田町大字徳久字竹之元一二三三番地の一　まごころホーム二号館

被相続人　亡　荒　ハル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

福島県会津若松市西栄町一番七九号　サタケテナントビル二階

相続財産管理人　弁護士　川瀬　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県ひたちなか市大字高野三七二番地一六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　飯田　利彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

事務所茨城県水戸市南町二丁目五番二四号　榎澤本店ビル三階

相続財産管理人　弁護士　亀田　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市榛名山町一六〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐藤　仁一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

事務所群馬県高崎市問屋町西一丁目九番地三　ＫＹビル二〇一

相続財産管理人　弁護士　堀口　均

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市総社町総社一六四五番地、最後の住所群馬県前橋市千代田町二丁目一〇番九―五〇四号ノ・メゾン広瀬川

被相続人　亡　神谷　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

群馬県前橋市大手町三丁目一七番二〇号

相続財産管理人　弁護士　丸山　和貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県坂戸市大字赤尾一八九五番地一、最後の住所埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木八五五番地一特別養護老人ホーム清光苑

被相続人　亡　山崎　隆治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

埼玉県所沢市くすのき台一―一二―一内野ビル二階徳永法律事務所

相続財産管理人　弁護士　徳永　眞澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都稲城市長峰三丁目三番地、最後の住所東京都稲城市長峰三丁目三番地杜の二番街一―一〇四

被相続人　亡　酒井　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号落合ビル三階福澤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福澤　武文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区巣鴨四丁目一三番、最後の住所東京都北区滝野川六丁目七六番八―九〇二号エクセルシオール西巣鴨

被相続人　亡　志鎌　義秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

事務所東京都千代田区麹町四丁目三番五号紀尾井観光ビル三階吉田崇一郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田崇一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区金町三丁目四一番、最後の住所東京都葛飾区水元一丁目一六番一―四〇五号メロディーハイム水元公園弐番館

被相続人　亡　遠藤　久男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

事務所東京都千代田区丸の内三丁目一番一号国際ビル八三九区中外合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田辺研一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区早宮四丁目六五七二番地、最後の住所東京都練馬区早宮四丁目三九番二〇号

被相続人　亡　芹澤　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

事務所東京都千代田区二番町九―八中労基協ビル三階紀尾井町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渥美央二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県周智郡森町森二九八番地一の二、最後の住所横浜市港北区篠原町八二番地の五

被相続人　亡　栗田京生子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル七階

相続財産管理人　弁護士　宮下　京介